

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	6	民生・児童委員
分科会	4	社会福祉分科会	調整項目	1	委員定数

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考																			
記載事項	中 条 町	黒 川 村																						
名 称	民生委員・児童委員	同左	両町村の定数の合計 72 名とする。																					
目 的	民生委員法に定める職務の遂行を図り、社会福祉の増進に努める。	同左																						
対 象 者	社会福祉による援助を要する住民（高齢者世帯、生活困窮世帯、障害者、子育ての援助を要する世帯等）	同左																						
事 業 概 要	民生委員法第 14 条で定められた職務の遂行（援護を要する住民の実態把握・自立支援・適切なサービス利用への助言、行政や社会福祉団体等への協力）	同左																						
委 員 定 数	中条町の民生委員・児童委員定数 57 名 （うち主任児童委員定数 3 名）	黒川村の民生委員・児童委員定数 15 名 （うち主任児童委員定数 2 名）																						
委員定数の決定方法	民生委員法第 4 条の規定に従い、県知事が市町村長に対し、委員定数に関する意見聴取を行い、決定する。（町が県へ意見書を提出する）	民生委員法第 4 条の規定に従い、県知事が市町村長に対し、委員定数に関する意見聴取を行い、決定する。（村が県へ意見書を提出する）																						
検 討 課 題	厚生労働省が定める「民生委員・児童委員の定数基準」の 1「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」によると町村の区域担当委員については「70 から 200 までのいずれかの数の世帯ごとに 1 人」配置となっている。しかし、中条地区の一部で 300 世帯を超える区域を担当している委員が 3 名いる反面、乙・築地地区では 60 世帯前後の区域担当が見受けられる。 新市に移行した場合の新基準は、人口 10 万人未満の市の基準「120 から 280 までのいずれかの数の世帯ごとに 1 人」配置となっており、担当地区の区割・定数については検討を要する。 平成 16 年度に民生委員一斉改選が実施される。	黒川地区で 200 世帯を超える区域担当が 1 名いる反面、大長谷地区で 50 名と少ない担当区域もある。 同左				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計
財政への影響額		単位：千円																						
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																					
中条町																								
黒川村																								
計																								
関係法令等	民生委員法 民生委員・児童委員の定数基準	同左	備考 平成 15 年度当初予算ベース																					